

北海道院内臓器移植連絡調整者設置要綱

(趣旨)

第1条 北海道臓器移植コーディネーター等との連携のもとに、医療機関内において臓器の移植に関する知識の普及啓発及び臓器提供に関する情報の収集、伝達を行う者を北海道院内臓器移植連絡調整者（以下「院内移植コーディネーター」という）として委嘱することにより、院内における院内移植コーディネーターの役割を明確にし、その活動の促進を図る。

(委嘱等)

第2条 院内移植コーディネーターは、医療機関の長からの推せんに基づき知事が委嘱する。

なお、委嘱期間については、委嘱した日から委嘱した年度の翌々年度末までとする。

ただし、退職等により第4条に定める業務を遂行することができなくなったときは、委嘱を解く。

(推せん)

第3条 医療機関の長が行う院内移植コーディネーターの推せんは、別に定める研修等を受講し、第4条の業務を遂行することのできる者とする。

(業務)

第4条 院内移植コーディネーターの業務は、次のとおりとする。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に定める「臓器のあっせん」は行わない。

(1) 日常業務

- ア 所属施設における臓器提供を円滑に行うための体制整備
- イ 医療従事者等への臓器の移植に関する知識の普及啓発
- ウ 臓器移植希望者又はその家族の求めに応じた一般的説明
- エ 関係部署との連携による臓器提供可能者情報の把握
- オ その他北海道臓器移植コーディネーター及び院内移植コーディネーター相互の定期的な情報交換

(2) 臓器提供発生時業務

- ア 臓器提供者の担当医等院内関係者との連携
- イ 院内及び北海道臓器移植コーディネーター、日本臓器移植ネットワークコーディネーター等との連絡調整

(研修等)

第5条 医療機関の長は、院内移植コーディネーターの資質向上を図るため、臓器の移植に関する研修に参加させるよう努めることとする。

また、医療機関の長は、院内移植コーディネーターの活動を積極的に支援するほか、院内の移植医療に関する環境や体制の整備に努めることとする。

(報告)

第6条 院内移植コーディネーターは、毎年度の活動及び研修の受講状況について、翌年度の4月末日までに知事あて報告することとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めることその他、院内移植コーディネーターの委嘱に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則 この要綱は、平成16年1月27日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年6月5日から施行する。